

最高裁秘書第3364号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第40号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第65号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第65号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第40号）

件名：異動期までの処理件数によって裁判官の評価が変わることが分かる文書の  
不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

異動期までに落とした件数によって裁判官の評価が変わることが分かる文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年2月12日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

元裁判官である特定人が令和6年11月29日、Xに、以下の投稿をしていることからすれば、本件開示申出文書は存在する。

全国の裁判所で、年度末までに事件をたくさん落とそうと裁判官が強引な終結をしがちな時期に入ってきた。異動期までに落とした件数で裁判官の評価が変わるので、異動期が近づくと事件を落とすことで必死

「〇〇裁判官、ずいぶん事件ためちやつたみたいだよ」とは絶対に言われない

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。

2 これに対し、苦情申出人は、元裁判官が令和6年11月29日、Xに「全国の裁判所で、年度末までに事件をたくさん落とそうと裁判官が強引な終結をしがちな時期に入ってきた。異動期までに落とした件数で裁判官の評価が変わるので、異動期が近づくと事件を落とすことで必死「〇〇裁判官、ずいぶん事件ためちやったみたいだよ」とは絶対に言われたくない」と投稿していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、上記投稿は、本件開示申出文書の存在について何ら言及しておらず、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要性もないことを説明する。最高裁判所における事務処理上、本件開示申出文書の作成又は取得が必要になるとは認められず、上記説明に特段不合理な点はない。

苦情申出人が指摘する投稿内容を見ても、本件開示申出文書の存在を前提とした記載はなく、他に本件開示申出文書の保有をうかがわせる事情も認められ

ない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕